

# 営業許可証

住 所 袋井市小山 4 2 7 - 1  
氏 名 株式会社東海コスモ研究所  
名称、屋号 株式会社 東海コスモ研究所  
又は商号

平成 30 年 3 月 16 日 付けで申請のあった食品の営業については、食品衛生法  
(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条の規定により、次の条件を付けて許可します。

静岡県知事 川勝 平太



記

- 1 営業所の所在地 袋井市小山 4 2 7 - 1
- 2 営業の種類 添加物製造業
- 3 営業範囲の限定
- 4 営業許可期限 平成 35 年 9 月末日まで
- 5 許可証を受け取った日から 6 か月以上営業を開始しないとき、特別の理由なく  
6 か月以上休業したとき又は所在不明の期間が 3 か月以上にわたったときは、許  
可を取り消すことがあります。

教示 裏面のとおりに従ってください

注意 本書に記載の許可期限満了後、なお引き続き営業の意思のある方は、許可期限満了の日の  
前 2 か月から 1 か月までの間に営業許可申請書(継続)を提出してください。

(営業所 TEL 0538-44-6611)